

告示

埼玉県告示第八百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）所沢駅西口開発計画

埼玉県所沢市東住吉六百三十七番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 駐車場棟のあり方を抜本的に見直すこと。

ア 大型の排気ガス浄化装置を設置すること。

イ 北側出口④の利用時間を西側同様利用時間制限をすること。

ウ 駐車場の東側出口（中央通り線の①）をメインとすること。（ここを一番多く利用させること。）

（理由）

この駐車場棟は、七階建てで、北側一階に出口を設けており、しかも午前一時半まで利用可能としているが、この出口は、拙宅の玄関・エントランス並びに店舗（食品店舗）の正面である。このことは、わかりやすく言い換えれば、他人の家の玄関先に何台も車をバックで止め、その排気ガスを他人の家の玄関先に向けて排出しているのと全く同じである。大規模小売店舗運営者の利益追求だけで、近隣住民の健康被害、公害化という視点が欠如しているとしか言いようがない。まして、拙宅の場所は、市がいう商業地であって住宅地ではないから、そのような配慮は不要とでもいうのであろうか。示されている排気ガス対策はなおざりである。そういう計画で建設している施設だから、仕方ない、我慢しろというのか。とんでもないことである。なお、説明会当日、「所沢駅西口開発計画の開発方針」の開発目的を示され、その中で、所沢の街がより快適で賑わいのある街となるように進めている。よりよくしたいのだと言われた。所沢エリアとして「暮らす・働く・学ぶ・遊ぶ」の四要素を魅力的に高めリビングタウンの実現を目指す。リビングタウンとは、住み続けたい街という意味だと説明がされ、住み続けたい街づくりをするのだと付け加えられた。綺麗ごとにと終わらせたくないスローガンである。が、

これをとても重視しているとは思えない。口先では何とでも言えるのである。このような拙宅の周りの環境にされたのでは、「よりよくしたい」のは建設するための口実であり、拙宅にとって、よりよくなるとは到底いえないのである。むしろ、環境は悪化するだけである。くどくなるが、よりよくなるのは、株式会社西武リアルティソリューション及び住友商事株式会社にとって、収益が上がるという意味なのかと疑ってしまう。拙宅並びに地域住民にとっては、よくなるどころか、逆に環境を悪化させるものである。こういうところの、それも狭い道路である北側の拙宅前のところへ、駐車場の出口、それも午前一時半まで利用させ、更に一番多くの利用者台数（駐車場から出る利用者数）としているのである。なおかつ、こんなに排気ガス臭いところでは、健康を害する恐れや、匂い、騒音等々から、果たして住み続けられるのか、店舗にとっては、営業し続けられるのかという死活問題になってくるし、店舗収入で成り立っている我が家の生活が脅かされるのである。このことを理解していただきたい。大規模小売店舗立地法の主たる目的で「周辺地域の生活環境の保持」としているが、整合性がないではないか。したがって、百歩譲って、これらのことを真摯に考えるなら、大型の排気ガス浄化装置を設置し、浄化されたガスを大気中または地中に放出する等の装置を開発し設置するべきであろう。それもできないというなら、西側と同様にここの出口使用時間を制限していただきたい。こんな狭い住宅地に大規模小売店舗を建設する以上、そこまでの責任があるはずだ。それを踏まえて善処されたい。

(2) 渋滞緩和策として、マイカーの利用制限策を強化すること。

(理由)

現在、車の渋滞もなく、静かな住環境である。しかし、近隣住民しかり、すぐ裏手に居住する私にとっては、前述したとおり、駐車場棟の出口に充てられているのである。それも午前一時半まで利用させるのだという。営業が開始されれば、車が渋滞するのは目に見えており、私の所有するマイカーを自由に使用することすらできなくなる。拙宅が設置した店舗への買い物客の利用も大幅に制限され、営業妨害と言わざるを得ない。死活問題であり、全くの迷惑施設である。我慢してよでは済まされない。示されている交通処理計画における車線別混雑度の検証結果では、基準値以内に収まる結果となったといっている。先に示したシミュレーションでも車は流れると言われたが、あれは、歩行者の流れを無視したものであって、信号が青になったら車はすぐに進めるものではない。まず、歩行者が渡り終わるのを待たなければ左折できない。左折の車が進まなければ車を直進させることはできないのである。

しかも、左折車が通過しても正面の信号が赤に変わってしまうことが現実にも多く、直進できず、次の信号が青に変わるのを待つのである。このことは当然ながら渋滞原因の一つでもある。あのシミュレーションでは、この歩行者の通行時間など反映しておらず、為にするシミュレーションだったと言わざるを得ない。我々地域住民は、過去において、大規模小売店舗が開店した際の大渋滞を経験している。大変な被害を被った経験を持つているのである。なので、示されている交通処理計画は絵にかいた餅であり、机上の空論ではないかと思っている。現実はこのように甘くはない。ここを見据えていないのが悔しい。我々近隣住民にとっては、他人事ではないのである。公共交通機関利用促進を対策の一つとしているなら、車での利用を制限するといった思い切った対策が必要である。

- (3) 北側道路に、交通誘導員なり同整理員を常駐させること。

(理由)

北側道路は狭いうえに、交互通行となっており、ここへ駐車場出口としており、渋滞するのは目に見えている。ここをスムーズに車を流すことが、「周辺地域の生活環境の保持」である。重複になるが、この「北側道路」に店舗を構えて営業、生活しており、車が交互通行出来ないほど駐車場から出てくる車で渋滞するのは目に見えており、運転手のモラルに任せるという責任逃れをいうのではなく、交通誘導員等を常駐させてスムーズな交通の流れを確保すべきである。

- (4) データではすべて基準を満たしているから問題ないとする態度を改めて、実際に表出する想定外、データ外のことを考えた対策を講じること。

(理由)

重複するが、今計画は、周辺地域に居住する拙宅にとっては、生活そのものが脅かされるものであり、真摯に「周辺生活環境の保持」について、地域住民の意見を聞き、検討を住民とともに行っていただきたい。

- (5) 臭いものには蓋をせず、私のように意見ある者を入れた(仮称)対策検討会議を設けること。

(理由)

重複するが、今計画は、周辺地域に居住する拙宅にとっては、生活そのものが脅かされるものであり、真摯に「周辺生活環境の保持」について、地域住民の意見を聞き、検討を住民とともに行っていただきたい。

二 縦覧期間

令和五年七月二十八日から令和五年八月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター